

平成 30 年第 1 回県議会定例会

条 例 案 等 の 概 要

	ページ
I 主な条例案等	1
II その他の提出予定議案	9

《条例案等の内訳》

区 分	平成30年度関係	平成29年度関係	計
条 例 の 制 定	2 件	1 件	3 件
条 例 の 廃 止	3 件	—	3 件
条 例 の 改 正	16 件	21 件	37 件
工事請負契約の締結等	—	5 件	5 件
市 町 負 担 金	1 件	1 件	2 件
そ の 他	4 件	6 件	10 件
計	26 件	34 件	60 件
(参考) 予算関係	当初予算 23 件	2月補正 12 件	35 件
計	49 件	46 件	95 件

I 主な条例案等

<平成30年度関係>

【条例の制定】

○ かながわペットのいのち基金条例(資料1参照)

県が保護した犬猫等のいのちを守り、希望する方に譲渡する取組みの充実に向け、寄附を募るとともに、その寄附金の管理等を行うため、基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する。

[保健福祉局生活衛生部動物愛護担当課長 電話 045-210-4932]

○ 住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例(資料2参照)

住宅宿泊事業法第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため、事業の実施を制限する区域及び期間を定める条例を制定する。

[保健福祉局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]

【条例の改正】

○ 神奈川県消費生活条例の一部を改正する条例(資料3参照)

消費者被害を未然に防ぐため、訪問購入を行う事業者等による不当な取引行為を適正に規制するとともに、消費者教育の充実や消費者施策の推進を図るなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部消費生活課長 電話 045-312-1121 (内線2610)]

○ 神奈川県歯及び口腔^{くわう}の健康づくり推進条例の一部を改正する条例(資料4参照)

歯科に関わる新たな動きを踏まえ、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会の意見に基づき、歯及び口腔の健康づくりをより一層推進するため、基本理念及び基本的施策に関し、所要の改正を行う。

[保健福祉局保健医療部健康増進課長 電話 045-210-4770]

○ 神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例(資料5参照)

県営住宅への子育て世帯の入居を促進するため、子育て世帯向け住宅の入居者資格等を拡大するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

<平成29年度関係>

【条例の制定】

○ 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例(資料6参照)

過疎地域自立促進特別措置法において、一定の課税免除を行った場合に講じられている普通交付税による減収補填措置を活用した事業税等の課税免除を行うため、条例を制定する。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

かながわペットのいのち基金条例案の概要

1 目 的

動物愛護の取組みに賛同する方々からの寄附により、県が保護した犬猫等のいのちを守り、希望者に譲渡する取組みを充実するため、基金を設置し、必要な資金を積み立てる。

2 内 容

- (1) 名称を「かながわペットのいのち基金」とする。
- (2) 県が保護した犬猫等のいのちを守り、希望者に譲渡する取組みを充実するために必要な資金を積み立てる。
- (3) 積み立てる額は、基金の趣旨に添う寄附金及び基金運用から生じる収益金の合計額で予算において定める額とする。
- (4) 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用する。
- (5) 基金は、県が保護した犬猫等の治療、訓練その他譲渡につなげるための事業の経費に充てる場合に限り、これを処分できる。

3 基金を充てる主な事業

- (1) 保護した犬猫等の怪我や病気の治療
- (2) 保護した犬のしつけ、^{しん}馴化

※ 県では、横浜市・川崎市・横須賀市を除く県域の動物保護を行っており、基金は、県が保護した犬猫等の譲渡に向けた事業に充てていきます。



(保護した犬猫等の治療)



(保護した犬のしつけ・馴化)

4 施行期日

平成30年4月1日

(参考)

・平成30年度寄附見込額 3,000千円

問合せ先

保健福祉局生活衛生部動物愛護担当課長 松谷 電話 045-210-4932

資料2

住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の 実施の制限に関する条例案の概要

1 目 的

住宅宿泊事業法が施行されると、年間180日を上限として、住居専用地域などでも届出により住宅宿泊事業（住宅を活用した民泊サービス）の実施が可能となる。

同法では、これまでの違法民泊に起因する近隣とのトラブル事例等を踏まえて住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置を規定している。

また、こうした措置が履行されてもなお、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止する必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、条例により区域を定めて住宅宿泊事業を実施する期間の制限ができることとされている。

そこで、地域の実情を把握している市町村との調整を踏まえ、事業の実施を制限する区域及び期間を定める条例を制定するものである。

2 内 容

(1) 制限する区域及び期間

区 域	期 間
箱根町における第一種低層住居専用地域のうち、箱根町の条例による特別用途地区（第一種観光地区）に指定された区域	3月1日正午から6月1日正午まで、8月1日正午から9月1日正午まで及び10月1日正午から12月1日正午までの間

(2) 制限する区域及び期間を定めた理由

ア 区域を定めた理由

上記区域は、都市計画法の第一種低層住居専用地域の規制に加え、さらに良好な住環境の保護を図る目的で、箱根町が条例により特別用途地区として指定し、住宅等以外の建築を厳しく制限していることから、他の地域より明らかに住民以外の出入りの少ない地域と考えられ、当該地域で、住民以外の者が出入りすることは、生活環境が変化することにつながり、騒音等による生活環境の悪化が予測され、制限する必要がある区域と判断した。

（制限区域の地図については次ページ参照）

イ 期間を定めた理由

当該区域は、住宅の約8割が別荘として利用されていることから、別荘利用者の多い時期（別荘地の繁忙期）を制限が必要な期間と考え、「箱根町観光客実態調査報告書」のデータを参考に期間を限定した。

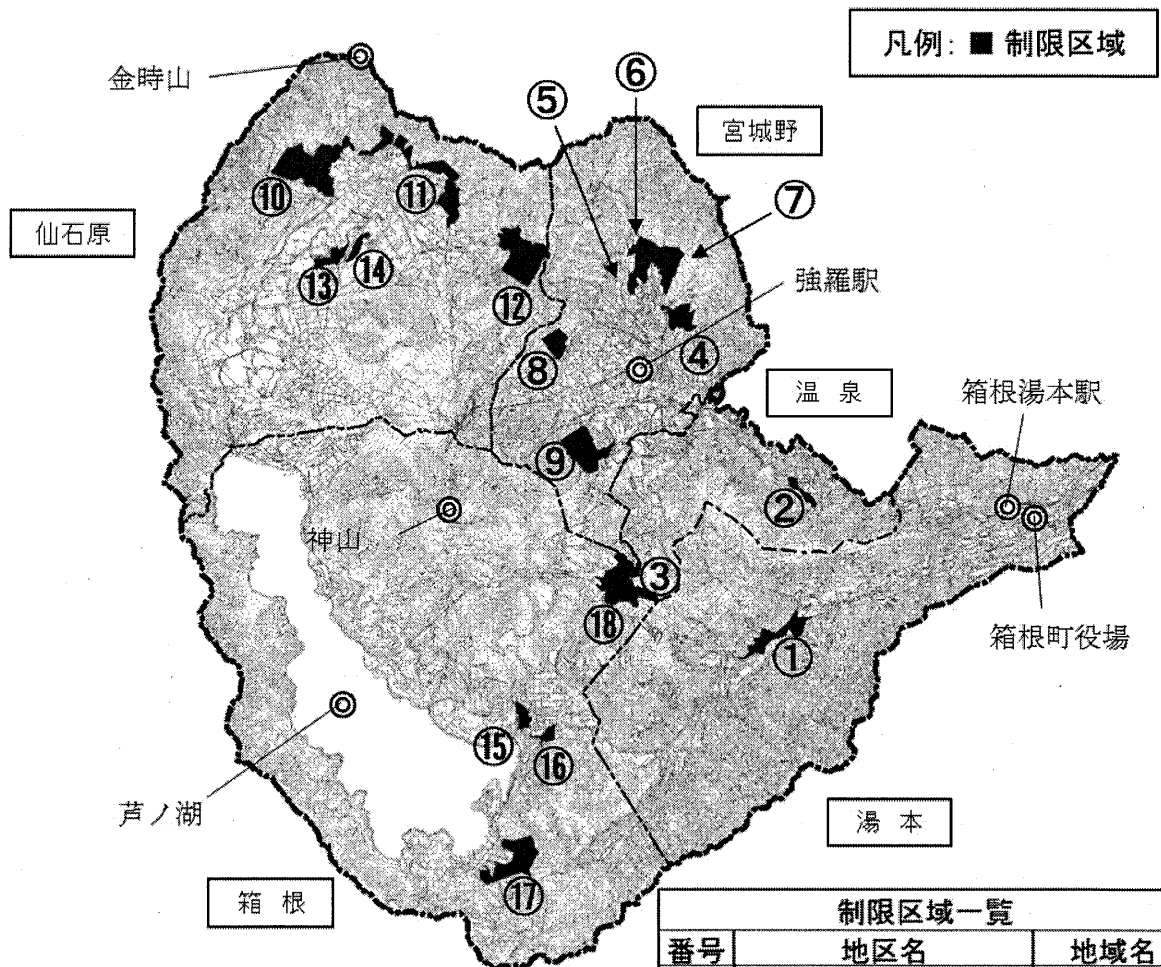
3 施行期日

平成30年6月15日

問合せ先

保健福祉局生活衛生部生活衛生課長 廣武 電話 045-210-4930

【参考】箱根町地図



制限区域一覧		
番号	地区名	地域名
①	畑宿発電所	湯 本
②	大平台横	
③	湯の花分譲地	宮城野
④	台	
⑤	サニーパーク 2	
⑥	サニーパーク 3	
⑦	サニーパーク 4	
⑧	紅葉ヶ丘分譲地	
⑨	南長尾	仙石原
⑩	中丸	
⑪	卵の花	
⑫	大井平	
⑬	大原 1	
⑭	大原 3	箱 根
⑮	大芝下	
⑯	ドンキン 2	
⑰	沢入	
⑱	芦之湯分譲地	

資料3

神奈川県消費生活条例の一部を改正する条例案の概要

1 目 的

消費者問題が一層多様化、複雑化する中において、消費者被害を未然に防ぐため、事業者による不当な取引行為を適正に規制するとともに、併せて消費者教育の充実や消費者施策の推進が必要なため、所要の改正を行う。

2 内 容

(1) 事業者の取引行為の適正化

特定商取引法の改正等を踏まえ、現行条例の対象となっていない訪問購入等を規制対象とするほか、明確に規定されていない取引行為を明文化し、事業者の取引行為の適正化を図る。

ア 訪問購入に関する事項

事業者が消費者宅を訪問し消費者から貴金属等の物品を購入する「訪問購入」を条例の対象となるよう改正する。

イ 密接関係者に関する事項

現行条例で密接関係者(※1)に対して行えると規定されている業務に関する報告以外に、密接関係者の事務所等への立入調査や関係者への質問が可能となるよう改正する。

ウ 不当な取引行為に関する事項

現行条例で明確に規定されていない、次の事業者の不当な取引行為を明文化する。

- ・消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居等において商品等を一方的に提供する行為
- ・消費者の取引に関する知識、経験及び財産の状況等に照らして不相当と認められる行為

(2) 消費者教育の推進

消費者教育の一層の推進を図るため、消費者教育の定義や消費者市民社会(※2)の理念を追加するとともに、消費者教育の多様な主体との連携や消費者教育の担い手の育成等に関する規定を追加する。

(3) 消費者施策の推進

消費者施策を推進するため、推進指針の策定や消費生活に関する情報の収集及び情報の提供に関する規定を追加するとともに、重要な施策としての消費生活相談の実施や、適格消費者団体等(※3)の差止請求権の行使や被害回復関係業務の遂行に必要な情報提供、その他必要な支援に関する規定を追加する。

3 施行期日

平成30年7月1日

※1 密接関係者とは、例えば、商品を販売する事業者から委託を受けて電話で顧客の勧誘等を行う者など、当該事業者と密接な関係を有する者のこと。

※2 消費者市民社会とは、一人ひとりの消費者が、自分だけでなく周囲の人々や、次世代の人々の状況、内外の社会経済情勢及び地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参画する社会のこと。

※3 適格消費者団体等とは、適格消費者団体と特定適格消費者団体のこと。適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益擁護にあたり、差止請求権を行使するために必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた団体。適格消費者団体のうち、相当期間の活動実績を積むなどの新たな認定要件を満たす団体として内閣総理大臣の認定を受け、被害回復の裁判手続を行うことができる団体を「特定適格消費者団体」という。

問合せ先

県民局くらし県民部消費生活課

課長 田中 電話 045-312-1121 (内線 2610)

企画グループ 毛利 電話 045-312-1121 (内線 2620)

神奈川県歯及び口腔^{くわう}の健康づくり推進条例の一部を改正する条例案の概要

1 目 的

オーラルフレイル(※)対策や歯科と医科との連携による歯科保健対策など、歯科に関わる新たな動きを踏まえ、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会の意見に基づき、歯及び口腔の健康づくりをより一層推進するため、基本理念及び基本的施策について所要の改正を行う。

2 内 容

(1) 基本理念に、歯及び口腔の健康づくりを通じた未病改善について新たに規定する。

(2) 基本的施策として、次の項目を新たに規定する。

ア 歯科と医科との適切な連携による歯及び口腔の健康づくりに関する取組みの推進

イ オーラルフレイル対策の推進

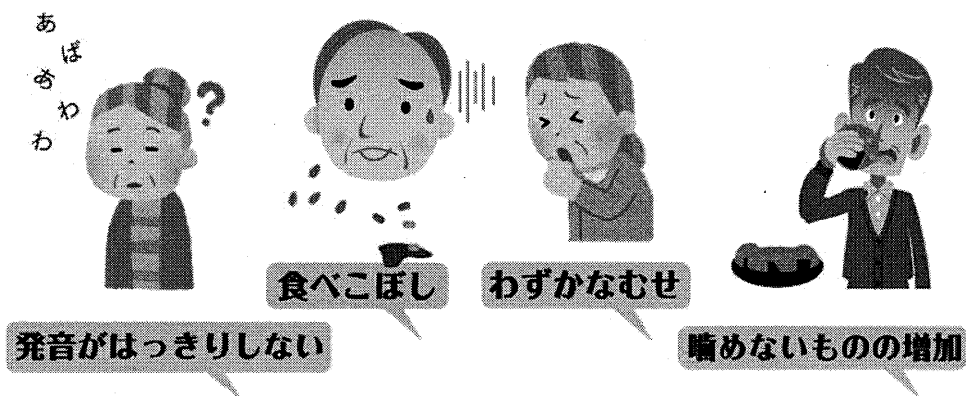
ウ 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた、歯科検診及び歯科保健指導を定期的に受けることの勧奨

エ 保護者による適切な健康管理がなされていない幼児、児童及び生徒に係る歯及び口腔の健康づくりの推進

※ オーラルフレイルとは・・・

発音がはっきりしない、食べこぼし、わずかなむせ、噛めない食品が増えるなど、些細な口腔機能の低下から始まる様々な口の衰えのことです。

これらは、心身の衰え（フレイル）と大きく関わっています。



3 施行期日

平成30年4月1日

問合せ先

保健福祉局保健医療部健康増進課

課長

健康づくりグループ

鈴木

吉野

電話

電話

045-210-4770

045-210-4784

資料5

神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例案の概要

1 目 的

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備等を図る子どもの貧困対策が極めて重要となっている。

そのような状況の中で、子育て世帯の居住の安定確保が今まで以上に求められていることから、県営住宅において、子育て世帯の入居をより促進するため、所要の改正を行う。

2 内 容

子育て世帯向け住宅に入居できる入居者資格を、義務教育終了前の者と同居扶養する者とともに、入居期間について10年を超えない期間とする。また、収入基準の緩和の対象についても、義務教育終了前の者と同居扶養する者とする。

	改 正	現 行
入居者資格	<u>義務教育終了前の者</u> と同居扶養する者	<u>小学校就学前の者</u> と同居扶養する者
入居期間	<u>10年</u> を超えない期間 (<u>満18歳の年度</u> まで延長可に(※1))	<u>9年</u> を超えない期間 (<u>中学校卒業年度</u> まで延長可(※1))
収入基準の 緩和の対象 (※2)	<u>義務教育終了前の者</u> と同居扶養する者	<u>小学校就学前の者</u> と同居扶養する者

※1 規則の改正で対応。

※2 子育て世帯など住宅の確保に配慮を必要とする世帯は、入居にあたっての収入基準（世帯の収入月額－控除額）を一般の世帯に比べて緩和している。

子育て世帯向け住宅とは

県営住宅では、小学校等からの距離や、住戸の広さ等を考慮し、子育てに適した住戸を選定し、専用の募集枠を設けて、入居者を募集しています。

3 施行期日

平成30年4月1日。ただし、入居期間等の改正については公布日に施行する。

問合せ先

県土整備局建築住宅部公共住宅課 課長 天野 電話 045-210-6533
副課長 岬 電話 045-210-6534

過疎地域における県税の課税の特例に関する条例案の概要

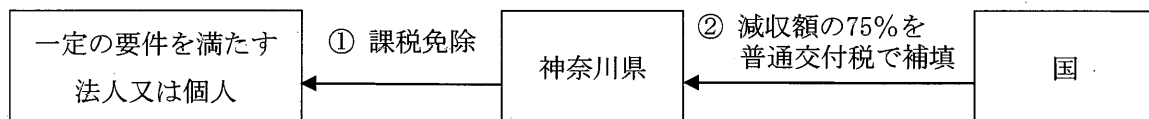
1 目 的

平成29年4月、真鶴町が、過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域としての要件を満たし、県内初の過疎地域市町村となった。

同法には、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内で事業を行う者に対して、地方団体が条例に基づき一定の課税免除を行った場合に、その減収額を補填する特例措置が講じられている。

本県では、この特例措置を活用した課税免除を行うため、過疎地域における県税の課税の特例に関する条例を制定する。

<減収補填のイメージ>



2 内 容

下表のとおり課税免除を行うこととする。

対象者	税目及び期間
製造業、旅館業又は農林水産物等販売業を営む法人又は個人で、過疎地域において、建物などの減価償却資産の取得価額の合計額が2,700万円を超える設備を新增設した者	当該設備に係る事業税 (3年間又は3事業年度)
	当該設備に係る家屋及び土地の取得に対する不動産取得税
	当該設備に係る固定資産税(3年間) (大規模の償却資産に対するものに限る)
過疎地域において畜産業又は水産業を営む個人で、個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、2分の1以下の者	個人の事業税(5年間)

3 施行期日

公布の日

4 その他

真鶴町が過疎地域市町村となった平成29年4月1日から適用することとする。

問合せ先

総務局財政部税制企画課長 小泉 電話 045-210-2300

II その他の提出予定議案

＜平成30年度関係＞

【条例の廃止】

- 主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例
主要農作物種子法の廃止に伴い、同法に基づく主要農作物の種子の審査手続きに関し、所期の目的を達成したことから、条例を廃止する。
[環境農政局農政部農業振興課長 電話 045-210-4420]
- 神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例を廃止する条例
県による介護福祉士及び社会福祉士修学資金の貸付事業が終了したため、条例を廃止する。
[保健福祉局福祉部地域福祉課長 電話 045-210-4740]
- 神奈川県立芦ノ湖キャンプ村条例を廃止する条例
芦ノ湖キャンプ村を廃止することに伴い、条例を廃止する。
[産業労働局観光部観光企画課長 電話 045-210-5760]

【条例の改正】

- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
病院の開設者に対する措置命令等の事務を追加するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。
[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]
- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
住民の利便増進及び事務効率化の観点から、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、知事が神奈川県公安委員会に本人確認情報を提供する事務に運転免許の取消し等に関する事務を追加するなど、所要の改正を行う。
[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]
- 職員定数の改正を行うもの3条例
事務事業の見直し、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減等に伴い、職員定数を変更するため、所要の改正を行う。
 - ① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例
 - ② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
 - ③ 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例[総務局組織人材部人事企画担当課長 電話 045-285-0820]
- 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
がん対策をより効果的に推進するため、がん対策推進審議会を設置するとともに、本庁機関の再編に伴い、規定の整備を行うなど、所要の改正を行う。
[総務局組織人材部人事企画担当課長 電話 045-285-0820]
- 神奈川県行政機関設置条例及び特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例
本庁機関の再編に伴い、規定の整備を行うため、所要の改正を行う。
[総務局組織人材部人事企画担当課長 電話 045-285-0820]
[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、評価委員会の関与の義務付けがなくなった事項について、同法第11条第2項第6号に基づき、所掌事項を定めて評価委員会の意見を聴取できるようにするため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部行政管理課長 電話 045-210-2200]

○ 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、行政処分公表に関し、所要の改正を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、産業廃棄物の保管場所の届出に関し、所要の改正を行う。

[環境農政局環境部資源循環推進課長 電話 045-210-4170]

○ 神奈川県がん克服条例の一部を改正する条例

神奈川県がん対策推進計画との整合を踏まえ、「医科と歯科との適切な連携の促進」「未病の改善」を新たな施策として追加するなど、所要の改正を行う。

[保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課長 電話 045-210-4772]

○ 神奈川県都市公園条例の一部改正について

都市公園法の一部改正等を踏まえ、都市公園の標準面積から市民緑地の面積を控除することについて規定するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局都市部都市公園課長 電話 045-210-6220]

○ 神奈川県暴力団排除条例の一部を改正する条例

県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、暴力団を取り巻く社会情勢の変化に応じ、暴力団排除をより一層強化するため、暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域を拡大するなど、所要の改正を行う。

[警察本部暴力団対策課課長代理 電話 045-211-1212 (内線4512)]

○ 神奈川県警察交通安全センターにおける手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

自動車運転免許試験場の移転により、施設名を運転免許センターに改称するとともに、交通安全センターから運転適性検査の業務を移管することに伴い、所要の改正を行う。

[警察本部交通部運転免許本部免許課課長代理 電話 045-365-3111]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農政部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農政部水産課長 電話 045-210-4530]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

○ かながわ男女共同参画推進プランの変更について

かながわ男女共同参画推進プランを変更するため、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定により議会の議決を得ようとするもの。

[県民局くらし県民部人権男女共同参画課長 電話 045-210-3630]

○ 不動産の処分について(芦ノ湖キャンプ村)

建物 鉄筋コンクリート造 地上2階建ほか56棟 4,139.50㎡

売却予定金額 1億1,016万円

売却の相手方 Fun Space 株式会社

[産業労働局観光部観光企画課長 電話 045-210-5760]

○ 箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する規約の一部変更について

箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する規約の一部を変更したいので、地方自治法第252条の14第3項で準用する第252条の2の2第3項の規定により提案するもの。

[企業局水道部経営課長 電話 045-210-7210]

○ 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約（地方自治法の規定に基づき、外部の専門家から監査を受けるための契約）を締結する。

[総務局総務室室長代理 電話 045-210-2123]

<平成29年度関係>

【条例の改正】

○ 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職（事務次官・本省局長等）との均衡を考慮するなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末・勤勉手当と同様の引上げを行うなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

職員の退職手当の支給水準の引下げについて、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

○ 職員給与等の改正を行うもの3条例

人事委員会の勧告等を勘案し、職員の給料表の改定を行うなど、所要の改正を行う。

① 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

② 学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

③ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

特定大規模災害等に対処するための業務に従事した職員の特殊勤務手当について規定するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

- 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正等に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料等を新設するなど、所要の改正を行う。
 [総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]
- 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例
 神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するなど、所要の改正を行う。
 [総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]
- 神奈川県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例
 危険物取扱者免状交付手数料等の額を改定するため、所要の改正を行う。
 [安全防災局安全防災部消防課長 電話 045-210-3422]
- 神奈川県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例
 火薬類運搬証明書交付手数料の額を改定するため、所要の改正を行う。
 [安全防災局安全防災部工業保安課長 電話 045-210-3470]
- 神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
 高圧ガス容器検査又は再検査手数料の額を改定するため、所要の改正を行う。
 [安全防災局安全防災部工業保安課長 電話 045-210-3470]
- 神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
 充てん設備変更許可申請手数料の額を改定するため、所要の改正を行う。
 [安全防災局安全防災部工業保安課長 電話 045-210-3470]
- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例
 個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人(2法人)を新たに指定するなど、所要の改正を行う。
 [県民局くらし県民部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]
- 神奈川県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
 国の制度見直しに伴い、条例の有効期限を平成30年12月31日から平成33年12月31日に延長する。
 [県民局くらし県民部消費生活課長 電話 045-312-1121 (内線2610)]
- 神奈川県保育士試験手数料等に関する条例の一部を改正する条例
 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、新たな法人を保育士試験の指定試験機関に指定するにあたり、事務の一部を県が直接行う場合の試験手数料等の納付について規定するなど、所要の改正を行う。
 [県民局次世代育成部次世代育成課長 電話 045-210-4660]
- 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例
 都市緑地法等の一部を改正する法律の制定による都市計画法等の一部改正に伴い、用途地域の類型として田園住居地域が追加されたことから、田園住居地域における建築物の用途制限に関する特例許可の手数を新設するなど、所要の改正を行う。
 [県土整備局建築住宅部建築指導課長 電話 045-210-6240]

- 神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例
二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料の額を改定するため、所要の改正を行う。
[県土整備局建築住宅部建築安全課長 電話 045-210-6250]
- 神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
早戸川発電所の設置に伴い、同発電所を電気事業に追加するなど、所要の改正を行う。
[企業局総務室管理担当課長 電話 045-210-7011]
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
風俗営業構造（設備）変更承認申請手数料等の額を改定するなど、所要の改正を行う。
[警察本部生活安全部生活安全総務課課長代理 電話 045-211-1212（内線3030）]
- 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例
駐車監視員資格者証再交付手数料等の額を改定するため、所要の改正を行う。
[警察本部交通部運転免許本部免許課課長代理 電話 045-365-3111]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工 事 の 場 所	工事請負金額
①	一級河川矢上川地下調節池発進立坑本体工事請負契約	川崎市宮前区梶ヶ谷地内	13億3,326万円
②	体育センター陸上競技場等整備工事(建築-第1工区)請負契約	藤沢市善行七丁目1番2号	10億3,116万4,246円
③	横浜北部方面特別支援学校(仮称)校舎棟新築工事・体育館改修工事(建築-第1工区) 請負契約	横浜市青葉区みたけ台26-18	14億9,997万1,964円
④	横浜北部方面特別支援学校(仮称)校舎棟新築工事・体育館改修工事(建築-第2工区) 請負契約	横浜市青葉区みたけ台26-18	11億3,805万4,503円

- ① [県土整備局河川下水道部河川課長 電話 045-210-6470]
- ② [教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]
- ③④ [教育局支援部特別支援教育課長 電話 045-210-8214]

【事業契約の締結】

- 神奈川県警察職員宿舍整備運営事業(第2期)事業契約
契約に係る事業 職員宿舍整備運営事業
契 約 者 名 東京都中央区日本橋一丁目19番1号
三菱倉庫株式会社
取締役社長 松井 明生
契 約 金 額 9億6,660万円
[警察本部総務部施設課課長代理 電話 045-211-1212（内線2261）]

【市町負担金】

- 建設事業等に対する市町負担金
県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。
[環境農政局農政部農地課長 電話 045-210-4460]
[環境農政局農政部水産課長 電話 045-210-4530]
[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

○ 不動産の処分の変更について

独立行政法人都市再生機構に売却した花月園競輪場跡地について、建物等解体撤去費用を精算し、売却金額を変更する。

[総務局財産経営部財産経営課長 電話 045-210-2501]

○ 訴訟の提起について

県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求等の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

○ 専決処分について承認を求めること(平成29年度補正予算4件)

県内中小企業への支援対策として、端境期に切れ目のない事業展開を図れるよう、建設事業等について、支出を伴わない債務負担行為を設定する。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

(注) 問合せ先は平成29年度中の連絡先で、本庁機関の再編に伴い、平成30年4月以降は変更が予定されています。

